

船橋市立若松中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識と理解を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにすること、こころの通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。こうしたことを旨とし、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

【いじめの認知】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。

いじめに該当するか否かの判断については、いじめられた生徒の立場に立って判断する。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・講演会等を実施する。
- ・児童生徒及び保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

②いじめの早期発見のための取り組み

- ・普段から生徒の様子や、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・年4回の定期的なアンケート調査（6月、9月、11月、2月）や教育相談（5月、12月）の実施により、実態把握に取り組む。
- ・週1回の生活部会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）でこまめに情報交換を行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。
- ・国、県、市の関係機関によるネットパトロールの巡回により不適切な書き込みの発見、いじめの早期発見に取り組む。

④地域や家庭との連携

- ・地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、個人面談及び学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携を図る。

（2）いじめ防止等に関する措置

教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して、学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。また、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

- ①生徒の特性を理解し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ③東日本大震災や能登半島地震などの災害によって避難している生徒の心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながらいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置】

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭

〈活 動〉 ・ アンケート調査並びに教育相談に関すること。

- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・ 「いじめを生まない」学校作りに関すること。
- ・ 各学年生徒の日々の様子に関する情報共有。
- ・ いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が協力体制を確立することが重要だということを常に全職員に周知させる。
- ・ 規範意識の向上、自己指導能力の育成、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供できる授業づくりや集団（学校・学級）づくりを常に心がける。

〈開 催〉 週 1 回を基本定例会とし、いじめ発生時は臨時的に開催とする。

【いじめに対する措置】

- ・ 発見及び通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携し対処する。

【いじめを確実に解決するために】

1) 当事者・相手側生徒に対して

※当事者の立場に立って対応

- ・ 「最後まで絶対に守る」という当事者や保護者への意思表示をする。
- ・ 心のケアや登下校及び休み時間等の見守りの継続をする。
- ・ 解決後も保護者に経過等を定期的に報告する。

2) 相手側生徒・保護者に対して

※いじめを行った動機や気持ちにしっかり目を向けさせ、相手側生徒の今後の生活について前向きに取り組ませる意欲づくりをする。

- ・ 行為に対し正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことを指導する。

- ・相手側生徒の心にも別の要因でストレス負荷がかかっているケースも多いため、その点については共感的に理解し、スクールカウンセラー等の活用を通してストレスを軽減させる。

3) 観衆・傍観者に対して

- ・いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させ、いじめる側が悪いという意識をもたせる。
- ・いじめの事実を担任等に速やかに報告するよう指導する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会にすみやかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、当該関係を明確にするために調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係とその他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価（12月実施）の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

3 年間計画

4月	SOSの出し方教育	11月	いじめアンケート実施③
5月	教育相談実施① あいさつ運動	12月	学校評価アンケート実施 教育相談実施②
6月	いじめアンケート実施① 行事に向けた指導及び反省	1月	学校評価アンケート分析
7月	人権作文指導	2月	いじめアンケート実施④
9月	いじめアンケート実施②	3月	いじめ防止対策委員会でのまとめ及び次年度への改善
10月	行事に向けた指導及び反省		